

高速道路建設促進（都市企画課）

各種期成会の活動を通し、高速道路の整備促進を要望するとともに、国、県、地元との連絡調整を行い事業の円滑な推進を図っている。

1. 鳥取道整備推進協議会

中国横断自動車道姫路鳥取線（佐用～鳥取間、鳥取自動車道）の2車線全線開通により、「中国横断自動車道姫路鳥取線（佐用～鳥取間）建設促進期成同盟会」の後継組織として平成25年5月22日に設立。鳥取道整備推進協議会を通じ、同路線の整備促進と円滑な道路管理の充実のため、付加車線の早期整備や志戸坂峠道路の別線バイパスルート早期整備などを要望している。

事務局：鳥取市

会 員：沿線8市町村（鳥取市、美作市、佐用町、西粟倉村、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）

活 動：国土交通省、財務省及び地元選出国會議員に対し、付加車線の整備促進や適正な維持管理の要望を行っている。

○鳥取自動車道概要

●鳥取自動車道は、鳥取ICと佐用JCTを結ぶ延長約62kmの高規格幹線道路で、供用開始年度は次のとおりである。

鳥取IC～河原IC	：平成22年3月28日開通	} 鳥取自動車道
河原IC～智頭IC	：平成21年3月14日開通	
智頭IC～智頭南IC	：平成20年3月30日開通	
智頭南IC～西粟倉IC	：平成9年4月16日開通	
西粟倉IC～大原IC	：平成25年3月23日開通	
大原IC～佐用JCT	：平成22年3月28日開通	

鳥取ICから佐用JCTの区間は無料で、全線開通時の鳥取～大阪間の所要時間は、未開通時から50分短縮され2時間30分となった。また、播磨自動車道（播磨新宮IC～宍粟JCT）が令和4年3月12日に開通し、中国横断自動車道姫路鳥取線が全線開通となった。

●鳥取自動車道の付加車線の整備状況は、次のとおりである。

- ・鳥取IC付近（上下線）＝令和6年8月2日開通
- ・福原パーキング付近（上り線）＝平成27年10月20日開通
- ・西粟倉IC～大原IC間（上下線）＝平成31年3月15日開通
- ・用瀬IC～智頭IC間（上下線）＝令和2年6月27日開通

2. 国道9号整備・山陰自動車道建設促進鳥取県期成会

国道9号整備・山陰自動車道建設促進鳥取県期成会の活動を通じ、山陰自動車道北条道路等の整備促進を要望している。

事務局：鳥取市

会 員：沿線10市町村（鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町、日吉津村）

活 動：国土交通省、財務省及び地元選出国會議員に対し、全線の早期整備の要望を行っている。

○山陰自動車道概要

山陰自動車道は、鳥取県鳥取市を起点、山口県美祢市を終点とする延長約380kmの高規格幹線道路で、鳥取・島根・山口3県の主要都市を東西に結び各地域間の交流・連携を強化するとともに、山陰地方の産業経済の発展や観光振興、沿線住民の生活を支える安心・安全な道路として早期の全線開通が望まれる。

山陰自動車道のうち鳥取西道路（鳥取IC～青谷IC）19.3kmについては、令和元年5月12日に鳥取西IC～青谷IC間17.5kmが供用開始し、平成25年12月14日に開通した鳥取IC～鳥取西IC間1.8kmと併せて、全線開通となった。

3. 鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会

鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会の活動を通じて同路線の整備促進を要望している。

事務局：鳥取市

会 員：沿線4市町村（鳥取市、岩美町、新温泉町、香美町）

活 動：国土交通省、財務省及び地元選出国会議員に対し、全線の整備促進の要望を行っている。

○鳥取豊岡宮津自動車道（通称：山陰近畿自動車道）概要

鳥取豊岡宮津自動車道は、鳥取県、兵庫県、京都府にまたがる全長約120kmの地域高規格道路で、日本海側唯一の高速道路空白地帯において国土の骨格をなす基幹的な高速道路ネットワークを構成する路線であり、山陰海岸ジオパークをはじめとする主要観光地の連結による広域観光圏の形成や、高速道路ネットワークの多重化による大規模災害に強い国土基盤の構築のために不可欠な道路である。

鳥取豊岡宮津自動車道の一部である駈馳山バイパス（福部IC～岩美IC間6.6km）は、平成26年3月22日に開通し、岩美道路の一部である岩美IC～浦富IC間1.9kmは、平成28年3月26日に、浦富IC～東浜IC間3.8kmは、令和5年3月12日に開通し、岩美道路が全線開通した。また、鳥取～覚寺間（通称：南北線）については、令和8年5月に都市計画決定された。

都 市 計 画（都市企画課）

鳥取市の都市計画は、昭和5年4月鳥取市と旧国府町（現鳥取市）の一部を都市計画区域に指定して以来、昭和28年7月、平成16年11月の二度の周辺町村との大合併による市域の拡大などによる変更を経て現在に至っている。この間、昭和37年には住居地域、商業地域等4種の用途地域の指定を行い、その後も市域の拡大、関係法令の改正等により現在では11種の地域指定を行っている。

鳥取市は幸いにして戦火は免れたものの、昭和18年9月の鳥取大地震により市のほとんどが壊滅し、昭和27年4月の鳥取大火でも市街地のほとんどが焼失した。この復興のため昭和27年から火災復興土地区画整理事業に県と共に取り組み、その事業は昭和44年に完成。その後も、駅南、駅前の土地区画整理事業を行い、その間には鉄道高架（連続立体交差事業）が昭和53年に完成するなど、現在見られる県都としての装いはこのときに出来上がった。

道路網の整備も、都市機能の集中、拡大に伴い国道9号、国体道路、国道29号等幹線道路のバイパスも平行して整備され、平成22年3月には鳥取自動車道の県内区間が開通した。現在は、山陰自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の整備が進められている。

1. 都市計画区域

(令和8年4月1日現在)

行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
765.31km ²	266.63km ²	31.26km ²	146.76km ²

2. 都市計画区域の変遷

(令和8年4月1日現在)

告示年月日	行政区域	計画区域	備 考
昭5年4月30日	1,075ha	4,003ha	鳥取市、岩美郡5ヶ村、気高郡2ヶ村
昭11年3月19日	4,011ha	4,540ha	賀露村追加
昭28年7月1日	21,944ha	22,355ha	15ヶ村追加
昭42年9月29日	23,725ha	17,912ha	3ヶ村除外、3ヶ村追加
昭53年4月14日	23,729ha	17,916ha	行政区域界変更
平16年11月1日	76,531ha	26,663ha	8ヶ町村追加

3. 地 域 地 区

用途地域

(令和8年4月1日現在)

第1種低層住居専用地域	366ha	近隣商業地域	160ha
第1種中高層住居専用地域	561ha	商業地域	138ha
第2種中高層住居専用地域	194ha	準工業地域	335ha
第1種住居地域	816ha	工業地域	339ha
第2種住居地域	9.4ha	工業専用地域	195ha
準住居地域	14ha	合 計	3,126ha

防火及び準防火地域

防火地域	16ha	準防火地域	542ha
------	------	-------	-------

臨港地区

鳥取港臨港地区	53ha
---------	------

特別用途地区

大規模集客施設制限地区	335ha
-------------	-------

4. 地 区 計 画

地区計画は、街づくりの規制、基準を地区単位で定めている。都市全体を対象とする都市計画法や、敷地単位での建築を対象とする建築基準法では計画、規制しきれない建築物の意匠や色彩、垣や柵の設置基準、法の基準を超えた制限など地域のもつ特性に応じた個性あるまちづくりや、良好な住環境の形成、保全を図るため、住民の理解と協力、協働により定めている。昭和59年3月に最初の計画を決定して以降現時点で24地区を決定し、それぞれの地区の特性に応じた土地利用を進めている。

地区計画（24地区一覧）

(令和8年4月1日現在)

地区名	面 積	決定年月日	ね ら い
卯 垣 滝 山 地 区	9.2ha	昭59年3月	良好な中高層、住宅地としての居住環境
尚 徳 町 地 区	7.2ha	平8年3月	文化のかおり高い市街地
千 代 水 地 区	127.2ha	平8年3月	優れた工業団地の機能強化
的 場 地 区	16.3ha	平13年3月	良好な居住環境、住宅と商業の調和

地区名	面 積	決定年月日	ね ら い
若葉台南第一地区	1.7ha	平12年6月	先端産業の立地促進
北園・覚寺地区	36.6ha	平8年3月	良好な居住環境
浜坂地区	7.8ha	平8年3月	良好な中高層、住宅地としての居住環境
津ノ井地区	2.9ha	平8年3月	住宅地としての居住環境
千代水第二地区	78.2ha	平26年8月	既存集落の住環境保全と良好な産業、流通環境
秋里地区	16.0ha	平8年3月	良好な居住環境
鳥取新都市地区	65.8ha	平12年5月	良好な居住環境
若葉台南第二地区	5.3ha	平12年6月	良好な環境と調和したまちなみの形成
八丁田地区	7.1ha	平9年11月	良好な居住環境
円護寺地区	20.3ha	平12年8月	良好な居住環境
南吉方地区	9.8ha	平12年8月	産業の操業環境保全と良好な居住環境
宮谷地区	3.3ha	平13年11月	農用地の保全
津ノ井・桂木地区	10.1ha	平14年3月	居住環境の維持、向上
環境大学前地区	4.3ha	平16年3月	居住環境の維持、向上
鮎ヶ丘地区	6.8ha	平18年5月	良好な居住環境
津ノ井北地区	0.7ha	平19年3月	既存集落の住環境保全
若葉台北地区	5.8ha	平22年11月	隣接する住環境保全と良好な産業環境
江津地区	10.1ha	平22年11月	良好な居住環境
里仁地区	7.0ha	平27年1月	農医福連携による既存集落の住環境保全、活性化
叶・宮長地区	7.5ha	平27年4月	産業の操業環境保全

盛 土 規 制（都市企画課）

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨により盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことを受け、国は、盛土等に伴う災害から人命を守るため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法。以下「法」といいます。）」を令和5年5月26日に施行し、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなった。

法施行に伴い、中核市である鳥取市は法に基づく権限を有するため、本市域の盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し（令和6年1月1日指定）、規制区域内で行われる盛土等を許可対象として、不適切な盛土等について規制することとした。

併せて、法の規制基準の強化や法が規制しない「斜面地の工作物設置」、「建設発生土の搬出」につき規制するため、「鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」を制定し、良好な自然環境の保全及び市民生活の安全及び安心を確保することとしている。

1. 鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例

令和6年1月、不適切な盛土による土砂災害等を防止し、斜面の安全の確保を図るため、一定規模以上の斜面地に設置する工作物について、工事着手前に市長の許可を必要とする条例を制定した。

さらに、土砂の無秩序な投棄による不適切な盛土の発生を防止するため、一定規模以上の建設発生土の搬出・処分方法についても、市長の許可を必要とすることとし、建設発生土の適正処理を図ることとしている。

景 観 形 成（都市企画課）

街づくりを進めるうえで、景観は大変重要な要素になっており、恵まれた美しく豊かな自然環境や歴史的・文化的景観との調和を図り、ゆとりと潤いのある美しく魅力ある街づくりを計画的に進める。推進にあたっては、市民、事業者、行政が連携、協働し、長期的な視点での取り組みが必要である。

1. 景観行政団体

平成18年6月景観法に基づく景観行政団体となり、建築物のデザインや色彩などについての規制・誘導により、よりきめ細やかな景観行政に取り組むことが可能となった。平成20年3月25日に景観法に基づく鳥取市景観計画を策定し、今後さらに良好な景観形成のための施策を推進するため令和8年3月末に計画の改定を行った。

2. 鳥取市景観形成条例

平成12年12月、鳥取市の自然環境や歴史的・文化的景観との調和を図りながらの街づくりに取り組むことを目的として制定し、本市の良好な景観形成のための施策を推進してきた。平成20年3月、法に基づく制度への移行と、法の施策を運用するため、鳥取市景観形成条例を全部改正を行い、令和8年3月末に景観計画の改定に伴い条例を一部改正した。

◆内容

- ・景観計画策定（変更）手続きについて法の手続きに付加して規定
- ・景観形成重点区域の指定…久松山・湖山池・因幡白兎・鹿野城下町の4地域を指定
- ・届出対象行為、届出規模に太陽光発電など特定工作物を規定
- ・鳥取市景観形成審議会に専門部会を置くことができることを規定
- ・事前協議制度の制定…法に基づく届出書への添付図書を規定
- ・協議対象行為に事前協議を義務付け、規定違反時、勧告に従わない場合、その旨を公表できることを規定

3. 鳥取市景観計画

平成20年3月25日、景観法第8条の規定に基づく『鳥取市景観計画』を告示。令和8年3月末に計画の改定を行い、鳥取市全域における良好な景観形成のための方針等を規定している。また景観形成重点区域として指定された4地域については、よりきめ細やかな景観形成に対する指導を行っている。

◆景観計画区域、景観形成重点区域、景観形成重点区域の候補地を選定

- ・景観計画区域 市域全域
- ・景観形成重点区域 久松山山系、湖山池、因幡白兎、鹿野城下町
- ・景観形成重点区域の候補地 鳥取駅周辺

◆主な良好な景観形成のための基準、眺望景観形成の方針の規定

- ・建築物等の色彩基準 彩度の基準を規定
- ・敷地内の緑化 敷地内（建築部分等を除く）の3%以上の緑化
- ・久松山と鳥取城跡周辺を視対象に設定、視点場の場所を設定、建築物等の高さに対する配慮事項を設定
- ・主要展望地マップの公開

◆景観事前協議制度を規定

◆届出対象行為、届出規模、行為の制限を規定

- ・太陽光発電設備、風力発電設備等

4. 鳥取市屋外広告物条例

平成24年3月、鳥取市の良好な景観、風致の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき鳥取市屋外広告物条例を制定した。平成30年4月、中核市移行に伴い、『屋外広告業登録事務』が鳥取県から権限移譲された。また、近年の社会情勢の変化に対応するため令和3年10月に鳥取市屋外広告物条例を一部改正した。

◆内容

- ・屋外広告物の規制…屋外広告物について、禁止地域、許可地域、その他地域の3地域及び禁止物件を定め、表示及び設置基準を規定
- ・屋外広告業の登録制度…市への登録制度と併わせ、鳥取県の登録を受けた者に対する特例制度を設ける規定
- ・鳥取市景観形成審議会の所掌…広告物等に関する重要事項の調査審議は審議会が行う規定
- ・罰則規定…条例に違反したものに対する罰則規定

5. 街なみ環境整備事業

●鹿野城下町地区において、400年の伝統を誇る「鹿野祭り」の似合う、城下町らしい美しい街なみ景観の整備・保存事業を行うことにより、住民の定住化促進、観光振興による地域活性化及び地域文化の継承を図る。

- ・施行期間 平成8年度～
- ・区域面積 40.7ha
- ・事業内容 道路美装化、住宅等修景、鹿野往来交流館、協議会活動助成

交 通 政 策（交通政策課）

1. バ ス

(1) 既存バス路線の維持・確保

①地方バス路線維持対策事業

住民にとって重要な生活交通機関であるバス路線維持のため、バス事業者に対して補助金を交付している。なお、本市では国・県の補助要綱とは別に独自の補助制度を設け、事業者の経営努力を促すよう努めている。

(2) 路線バスに代わる生活交通確保策の検討・導入

利用者の減少や運転者不足により地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持が困難な地域において、地域住民の生活交通を確保する事業を実施している。

①バス代替タクシー運賃補助事業

バス路線網の再編・減便・廃止等に伴い、路線バスの代替として、乗合タクシーを既存の路線バスの各停留所を経由して運行することにより、地域住民の生活交通を確保している。利用者は当該区間のバス運賃相当額を負担し、市は運行経費との差額を事業者に補助金（補助率10/10）として交付している。

- 西郷線（定時、平日13便、休日12便）
- 吉岡洞谷線（予約、1日14便）
- 米里線（予約、平日17便、休日17便）
- 雨滝上地線（定時・予約、平日33便、休日27便）
- 神戸線（定時・予約、平日13便、休日12便）

②鳥取市交通空白地有償運送者支援事業

交通空白地対策や公共交通を補完するものとして、NPO法人等が行う「交通空白地有償運送」を推進するために鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金制度を設け、地域住民の生活交通を確保している。

- | | |
|-------|--|
| 補助対象者 | 交通空白地有償運送を実施するNPO法人など |
| 運行区域 | 交通空白地域、バス等の便数が極端に少ない区域など |
| 補助額 | 運行事業：営業費用から営業収益を差し引いた額（補助率10/10）
車両等設備整備事業：車両など事業実施にあたっての初期投資等の経費（補助率10/10 上限450万円） |

○ふるさとバス

平成21年2月から大郷・御熊・内海中地区住民の生活交通を確保するため、特定非営利活動法人OMUが交通空白地有償運送により「ふるさとバス」を運行している。

- | | |
|------|---|
| 運行区間 | 御熊－内海中－白兔－小沢見－末恒－湖山 |
| 運行日 | 水・木・金（予約） |
| 運賃 | ①200円（湖山町400円）（小学生、障がい者等半額、幼児無料）
②100円（小学生、障がい者等半額、幼児無料） |

○福部循環バス（らっちゃんバス）

平成20年4月から福部地域の生活交通確保のため、鳥取市社会福祉協議会が交通空白地有償運送により「福部循環バス（らっちゃんバス）」を運行している。

- | | |
|------|--|
| 運行区間 | 福部地域 |
| 運行日 | 平日（土・日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休） |
| 運賃 | 200円（幼児、小学生、パスカード提示高齢者（75歳以上）、障がい者 100円） |

○大和ふれあいタクシー

平成31年3月に路線バス横枕線が廃止されたことに伴い、平成31年4月から大和地区住民の生活交通を確保するため、大和地区まちづくり協議会が交通空白地有償運送により「大和ふれあいタクシー」を運行している。

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 運行区間 | 大和地区 |
| 運行日 | 毎日（8月13日～8月15日と12月29日～1月3日は運休）（定時・予約） |
| 運賃 | 200円（小中学生の通学利用・路線バスとの乗継100円） |

○いきいき国英コミュニティバス

令和3年4月から交通空白地域の国英地区において住民の生活交通を確保するため、いきいき国英ふるさとづくり協議会が交通空白地有償運送により「いきいき国英コミュニティバス」を運行している。

- | | |
|------|--------------------------|
| 運行区間 | 国英地区 |
| 運行日 | 平日（12月29日～1月3日は運休） |
| 運賃 | 200円（小・中学生、障がい者等半額、幼児無料） |

○さじ未来号

令和3年10月から佐治地域の生活交通確保のため、NPO法人さじ未来が交通空白地有償運送により「さじ未来号」を運行している。

運行区間 佐治地域

運行日 毎日（予約）

運賃 200円（小学生、障がい者等半額、幼児無料）

○さんき楽楽バス

令和4年3月に鳥取市自家用有償バス「南部支線」が廃止されたことに伴い、令和4年4月から河原町散岐地区住民の生活交通を確保するため、ふるさと散岐地域づくり協議会が交通空白地有償運送により「さんき楽楽バス」を運行している。

運行区間 河原町散岐地区

運行日 平日（土・日、祝日、12月29日～1月3日は運休）

運賃 200円（小学生、障がい者等半額、幼児無料）

○いきいき社バス

令和4年3月に鳥取市自家用有償バス「南部支線」が廃止されたことに伴い、令和4年4月から用瀬地域住民の生活交通を確保するため、いきいき社まちづくり協議会が交通空白地有償運送により「いきいき社バス」を運行している。

運行区間 用瀬地域

運行日 月～土（日、祝日、12月29日～1月3日は運休）

運賃 200円（小学生、社地区公民館利用者、障がい者等半額、幼児無料）

③市町村有償運送事業

路線バス等では生活に必要な公共交通の確保が困難な地域において、本市自らが自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）によりバスを運行し、地域住民の生活交通を確保している。

利用運賃は、「鳥取市自家用有償バス条例」に基づき、運行事業者が利用者から収受し、全てを市に納入。

○気高循環バス（気高鹿野バス）

前身の気高町福祉バスは、平成6年4月、路線バス（日ノ丸自動車㈱：瑞穂線）の廃止に伴い、生活交通の確保のため運行を開始した。平成15年6月には新設の公共施設の利用促進等を目的とし、路線バスの空白時間帯を中心に運行区域を全町に拡大した。

平成18年7月から、道路運送法第78条に基づく自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）により「鳥取市気高循環バス」を運行している。

平成20年10月からは、路線バス逢坂線廃止に伴い逢坂線を増便し、平成28年4月からは路線バス河内上光線の廃止に伴い宝木河内線を増便した。

運行区間 気高地域及び鹿野地域 3路線（21便）

運行日 平日（土・日、祝日、12月29日～1月3日は運休）

運賃 200円（小学生、障がい者等 100円）

○青谷バス

青谷町絹見・引地地域は、路線バスが運行されておらず、最も近い路線バスのバス停まで約4～5km離れていることから交通空白地であった。

平成23年4月から道路運送法第78条に基づく自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）「鳥取市絹見バス」の運行を開始し、令和6年3月に日ノ丸バス「勝部線・日置線」が廃止されたこと

に伴い、令和6年4月から2路線を増やし「鳥取市青谷バス」として運行している。

運行区間 気高地域及び青谷地域 4路線（58便）

運行日 平日（土・日、祝日、12月29日～1月3日は運休）

運賃 200円（小学生、障がい者等 100円）

(3) コミュニティバスの運行・利用促進

①鳥取市循環バス（くる梨）運行事業

平成14年10月、「交流人口密度の高い地域を移動する市民の利便性向上」のため、鳥取駅を中心として主要な公共・公益施設を移動できるバスの実証運行を開始した。15ヶ月の実証運行を経て、平成16年1月から赤コースと青コースの2路線の本格運行を実施している。

平成25年4月から智頭街道、若桜街道を運行する緑コースを新設している。

令和元年10月から新路線案での実証運行を行い、令和3年10月から新路線での運行を開始している。

なお、運行はバス事業者が行い、市が運行経費から運行収入を差し引いた額を負担金として支出している。

運行方法 乗合バス事業者（2社）と協定を結び運行

運行区間 鳥取駅を中心に路線バス初乗り運賃区域内（青・赤・緑コース）

運行日 毎日（1月1日運休、12月31日年末ダイヤ、1月2・3日年始ダイヤで運行）

運行本数 平日各コース31便（土・日・祝日 青・緑25便、赤13便）

運賃 大人 100円 小人 50円

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、児童福祉法に規定する諸施設の施設長が発行した運賃割引証を提示の方及びその介護者（1名まで） 50円

障害者福祉サービス受給者証、特定医療費（指定難病）医療受給者証を提示の方 50円

未就学児及び鳥取市子育て支援カード（とりっこカード）をお持ちの方 無料

1ヶ月定期券 3,000円／枚 1,500円／枚（小人・障がい者・乗継）

回数券 100円回数券（11枚綴り）1,000円 50円回数券（11枚綴り）500円

(4) 住民参画型バス停上屋整備補助によるバス利用者の利便性向上

平成16年度から、地域住民が主体となって実施するバス停上屋整備事業に対し補助金を交付している。

補助額 事業費の2/3（上限100万円）

(5) 高齢者等公共交通利用支援事業

高齢者（65歳以上）及び免許証返納者を対象に、路線バス定期券を定価の半額で販売する事業者に対して、その割引額を補助している。

(6) 高校生等通学費助成事業

令和2年度から公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校などに通学する生徒の保護者に月額7,000円を超えた金額を補助している。

(7) 新たな移動手段の検討

地域の実情に合った持続可能な新たな移動手段の導入に向けて、次のとおり社会実験を実施。

令和8年度からは、交通事業者等と実証結果の検証作業および今後の展開に関する調査・研究を行っている。

①共創型交通モデル事業（AIオンデマンド乗合交通とりモビ運行事業）

実証期間：令和5～7年度

②未来型地域交通連携確保事業（自動運転バス実証運行事業）

実証期間：令和3～7年度

2. 鉄 道

(1) 利用促進

関係自治体等と連携を図りながら、JR山陰本線、智頭急行、若桜鉄道の利用促進を図っている。

(2) 各鉄道における各種期成会によるハード整備等の要望活動

関係自治体等と連携を図りながら、高速化・複線化・電化に向けた要望活動をおこなっている。

(3) 鉄道駅舎・トイレ・駐輪場の管理

福部駅、用瀬駅、津ノ井駅、宝木駅の駅舎・トイレ・駐輪場の管理を行い、鉄道利用者の利便性向上に努めている。

3. 空 港

(1) 鳥取空港の利用促進及び振興

鳥取空港の発展を通じて地域の産業経済の発展と住民生活の向上に資することを目的に設立された「鳥取空港の利用を促進する懇話会」による利用促進に係る活動を支援している。

事務局 鳥取市、鳥取県、鳥取商工会議所

会 員 関係各行政機関、経済団体、旅行業者及び全日空

活 動 既存航空路線の利用率向上策、既存航空路線の増便、鳥取空港の国際化及びこれらの事項に係る関係機関等への要望、働き掛け。

4. 港 湾

(1) 鳥取港の利用促進

鳥取港の利用促進を図ることによって地域産業・経済の発展に寄与することを目的に「鳥取港振興会」が組織されており、その活動を支援している。

・「鳥取港振興会」の主な活動

国内外のポートセールス

クルーズ船誘致

鳥取港の人的交流の推進

鳥取港の利用促進の広報・情報交換

5. 自転車等の駐車対策

(1) 放置自転車の撤去保管

防災活動や歩行者の通行の円滑化を図り、さらには都市の美観を維持するため、JR鳥取駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、放置された自転車を撤去保管している。

(2) 自転車駐車場の運営

自転車の駐車需要の多い鉄道駅周辺の駐車対策として、JR鳥取駅高架下に市営自転車駐車場を整備している。平成18年4月から指定管理者による管理運営を行っている。

中心市街地（まちなか未来創造課）

1. 第4期中心市街地活性化基本計画の推進

令和5年3月に4期目となる「鳥取市中心市街地活性化基本計画」（令和5年4月～令和10年3月）を策定し、国の認定を受けた。

今年度は、第5期計画の策定（令和10年4月～）に向け、本市中心市街地が目指す将来のまちの姿を描き、共通認識を図るための中心市街地グランドデザインの作成を進めるとともに、この計画の目標とする「若年層のまちなか暮らしの促進」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「地域資源等を活かした交流人口の拡大」に向け、引き続き官民が連携して中心市街地の再生に取り組んでいる。

2. まちなか居住の推進

(1) まちなか居住支援事業

中心市街地の居住人口の増加を図るため、既存ストックの利活用を促進する空き家改修補助などの支援制度を導入している。

(2) まちなか居住体験施設整備運営事業

中心市街地の居住地としての魅力（利便性や快適性など）を多くの方に体験してもらうため、まちなか居住体験施設の運営を行っている。

3. 交流の促進

(1) 中心市街地活性化イベント助成事業

中心市街地への集客による賑わい創出や関心喚起、活性化に取り組む人材の育成を図るため、市民団体等が開催するイベントに対し助成を行っている。

(2) パレットとっとり市民交流ホール運営助成事業

鳥取本通商店街振興組合が運営する商業拠点施設「パレットとっとり」の2階に設置された「市民交流ホール」は、中心市街地の市民交流の拠点となっているが、施設の機能上、収益性が低いため、管理運営に係る人件費と固定管理費の一部を助成している。併せて施設の利用促進を図るため、利用内容により利用料を減免する制度を導入しており、利用料減免相当額を助成している。

4. 既存ストックの活用による地域の再生

(1) リノベーションまちづくり事業

空き家、空き店舗などをリノベーション手法により再生し、活用することでまち（エリア）の魅力を高める取組を進めている。平成26年度より、リノベーションスクール等の開催を通じて、まちづくりに取り組む担い手の育成や不動産所有者への啓発を行ってきた。平成29年3月に「鳥取市リノベーションまちづくり構想」の策定以後、都市部人材と地元人材がチームとなり地域課題の解決について事業提案を行う「まちづくりワーケーションプログラム」の開催などに取り組んできた。

今年度は、年度末で構想期間が終了することから、第2期構想の策定に取り組むとともに、遊休不動産の利活用をより一層進めるため「共創型起業創業プログラム」の実施や都市再生推進法人による遊休不動産の建築状況調査に対する支援に取り組むことで、引き続きリノベーション手法によるまちづくりに取り組む担い手の育成や不動産所有者への啓発に取り組んでいる。

5. 鳥取駅周辺の再生

(1) 鳥取駅周辺再整備推進事業

鳥取駅周辺の再生を図るため、令和元年度に実施した鳥取駅周辺の基礎調査を踏まえ、令和2年度には鳥取駅周辺の賑わいの創出、都市機能の充実のための基本方針等をまとめた鳥取駅周辺再生基本構想（第2期）を策定した。

令和5年度から、官民連携による「鳥取駅周辺リ・デザイン会議」を発足し、令和6年6月に本構想に基づく「鳥取駅周辺再生基本計画」を策定した。

再整備に関する詳細な内容を示す「鳥取駅周辺再生整備計画」について、オープンハウス型説明会などによる市民との意見交換を積極的に行いながら、年内の策定に向けて取り組んでいる。

(2) 鳥取駅前太平線再生プロジェクト事業

鳥取駅前太平線を人が集う魅力的な環境に再生するため、平成25年7月に全天候型賑わい空間（愛称「バード・ハット」）を整備した。鳥取駅周辺の賑わい創出を図るため、バード・ハットの利活用に関する運営業務を地元商店街振興組合に委託するとともにイベント開催経費の助成を行っている。

6. 中心市街地活性化協議会の運営支援

鳥取市中心市街地活性化協議会は、中心市街地の活性化に係る総合調整、事業推進等を行っている。同協議会の運営の安定化と中心市街地の活性化策の推進を図るため、人件費及び運営に要する経費を助成している。

土 地 区 画 整 理 （河川公園課）

鳥取市は、道路、公園などの公共施設や土地区画の整理を一体的に行い、健全な市街地を造成している。

鳥取市が行った土地区画整理事業は、昭和15年の温泉街（駅前第二）土地区画整理事業に始まり、昭和27年の鳥取大火に伴う鳥取火災復興土地区画整理事業などの従来の市街地の再整備を進めるものと、江津土地区画整理事業などの宅地、商工業地域等を整備するものがある。

1. 公共団体施行土地区画整理事業

市施行の土地区画整理事業は、道路、公園等公共施設の整備改善を行うことにより、都市機能、環境の整備強化を行っている。昭和15年に始まり、平成27年度までに15地区（合併前の国府町及び気高町施行の2地区を含む）が完了している。

2. 共同、個人施行土地区画整理事業

公社、公団等が施行する土地区画整理事業は、昭和38年の城北団地（県住宅供給公社）から平成24年までに24箇所が完了している。

3. 組合施行土地区画整理事業

道路等公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため設立された組合が施行する土地区画整理事業は、昭和49年から平成24年までに9ヶ所が完了している。

都 市 公 園（河川公園課）

公園は、潤いのある都市空間をつくるうえで、さらにはオープンスペースとして防災や環境保全を図るうえでも重要な役割を果たしている。

ゆとりと潤いを求める社会の流れや、魅力ある都市景観の整備に対する市民ニーズの高まりに耳を傾け、公園緑地行政の充実と総合計画に基づく整備に努めていく。

1. 都市公園の現況（令和8年3月）

・現況

市民1人当たり都市公園面積13.6㎡（令和7年度）

＊市内公園面積2,195,200㎡ ＊都市計画区域内人口159,811人（令和7年度末）

・公園管理

(1) 公園緑地管理（指定管理者）

公園内の樹木を含む施設の維持管理は、平成18年度から指定管理者により行っており、地元地区により結成された公園愛護会からも清掃、除草の協力を得ている。

2. 公園整備事業

(1) 湖山池公園

本公園は、総合公園として平成5年度より着工し、湖山池周辺の「お花畑ゾーン」、「子供の遊びゾーン」、「休養ゾーン」の3地区を重点に、魅力ある観光拠点として整備してきた。また、平成25年秋に開催された全国都市緑化フェアの主会場について再整備を行った。

(2) 久松公園・樗谿公園

久松公園内にある歴史遺産の鳥取城跡の整備を進めており、春の花見、夏の蛍といった風物詩と一体となった観光拠点である。

(3) 安蔵公園

平成2年度供用開始し、豊かな自然の中でテニス、遊具広場、冬は簡易リフトを配置した身近なスキー場として子どもから大人まで楽しめる公園として利用されている。

(4) 弥生公園

市街地の中心に位置する弥生公園は、昭和53年に児童公園として供用開始した街区公園であるが、平成11年に「市民の交流広場」として中心市街地活性化基本計画に位置づけられており、平成17年度に市民参画を得て再整備のため計画を策定し、平成18年度に公園整備を行い、広く市民に利用されている。

(5) 浜村砂丘公園

昭和32年に浜村温泉の後背地に位置する公園として整備され、何回かの再整備をおこなったが、

松枯れを始め、施設の老朽化が進み全面的な再整備が望まれ、市町村合併前の平成16年度より計画を策定するとともに、平成17年度より整備に着手し、平成23年4月に完成した。

(6) 重箱緑地

重箱緑地は、地区周辺の都市化が進む中で、クロベンケイガニの生息も確認され、貴重な自然環境を残している。平成16年度より国の直轄治水事業と調整を図りながら、平成18年度より整備に着手し、平成24年3月に完成した。

(7) 街区公園・公共空地整備事業

街区公園・公共空地の整備、補修等を行い、市街化区域における市民の憩いの場所として公園を管理整備する。

(8) 西町緑地（愛称：わらべ夢ひろば）

鳥取市中心市街地活性化基本計画などに位置づけられている事業で、中心市街地の居住、賑わい、交流の促進を目的として、平成20年度に事業着手し、平成23年7月に使用開始した。

わらべ館との相互の利用が促進され近隣住民はもとより、観光客を含めた本市の来訪者やわらべ館利用者など、子供からお年寄りまで幅広い世代の市民にとって、集い・にぎわい・憩いの公園となるよう、利用促進・維持管理に努める。

(9) 運動公園（スポーツ広場）等

野球を始めテニス、サッカー、ゲートボール、パットゴルフ、多目的広場と幅広く市民のスポーツ活動の場を提供している。

- ・市民スポーツ広場 11.7ha
- ・倉田スポーツ広場 11.2ha
- ・千代水スポーツ広場 1.3ha
- ・津ノ井スポーツ広場 1.0ha
- ・ニュータウン中央公園 20.6ha
- ・用瀬町運動公園 13.8ha

(10) 河川公園

市民に潤いや安らぎをもたらす水辺の公園として、憩いの場を提供している。

- ・河原町桜づつみ河川公園 2.5ha（RCサーキット、グランドゴルフ）
- ・国府町桜づつみ公園 0.5ha
- ・宝木グリーンバンク 0.6ha

3. 緑化事業

- ・平成25年秋に開催した全国都市緑化とっとりフェアの主会場となった湖山池公園を平成26年4月に再整備し、ナチュラルガーデンの維持・普及など、市民の都市緑化意識の向上を図っている。
- ・花と緑のフェア開催経費を補助し、都市緑化の啓発及び高揚を図る。

公営駐車場（河川公園課）

（令和８年４月１日現在）

駐車場名	片原駐車場		
所在地	片原二丁目206		
設置年月	S 48. 7		
利用可能時間	24時間		
利用料金	普通自動車	30分まで	無料
		30分を超え 1時間30分まで	100円
		1時間ごとに（1時間未満は、1時間とする。） ※24時間までの上限を500円とする。 24時間を超えるときは、24時間ごとに、24時間を超え1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）ごとに100円とし、それぞれ500円を上限額とする。	100円
収用台数	136台（うち身障者用2台）		
備考	指定管理者による維持管理運営		

駐車場名	浜村駅前駐車場	青谷中央駐車場	青谷駅前第1場 駐 車 場	青谷駅前第2場 駐 車 場	青谷駅前第3場 駐 車 場
所在地	気高町勝見 682-64	青谷町青谷 4037-4	青谷町青谷 4047	青谷町青谷 4063-2	青谷町青谷 4062-10
設置年月	S 53. 6	H 15. 7	H 18. 8	H 18. 8	H 18. 8
利用料金	1か月3, 100円	1か月3, 100円	1か月3, 100円	1か月3, 100円	1か月3, 100円
収用台数	20台	49台	39台	12台	6台

河 川（河川公園課）

鳥取市内を流れる河川は、一級河川^{せんたいがわ}千代川水系、二級河川塩見川水系、溝川水系、内海川水系、河内川^{こうちかわ}水系、永江川水系^{かちべがわ}、勝部川水系^{こそみがわ}、準用河川小沢見川水系^{おくぞうみがわ}、奥沢見川水系に属し、すべて日本海へ注いでいる。

1. 市内河川の現況

（令和８年４月１日現在）

区 分	河川数	河川延長	主 な 河 川 名
一級河川	50	280. 8km	千代川、袋川、野坂川、湖山川、大路川
二級河川	29	101. 4km	塩見川、河内川、勝部川、日置川
準用河川	13	13. 4km	山崎川 2, 840m、奥沢見川 2, 880m、分ノ口川 2, 060m、旧野坂川 750m、前ノ川 800m、洗井川 460m、小沢見川 570m、瀬戸川 733m、江川 620m、大智谷川 605m、大澤川 340m、池田川 650m、下味野清水川 100m

2. 河 川 改 修

(1) 国、県管理の河川整備促進

一級河川大路川、二級河川塩見川、日置川については、市内の河川の中でも緊急の水害対策が必要な河川であるため、国、県に対して河川改修等の要望をしている。

(2) 準用・普通河川整備

流域の浸水被害の軽減、環境改善を図るため、内海川をはじめとする普通河川について、緊急度等に応じて年次的に整備を行っている。

3. 河川の維持管理

河川の浚渫、除草、油流出対策等の維持管理を行い、市民が安心して利用等ができるように努めている。

4. 樋門・排水機場の管理

大雨により河川が増水した場合、支川への逆流を防止するため樋門操作、排水機場の運転を行い、宅地の浸水被害の軽減を図っている。

(令和8年4月1日現在)

樋 門	国土交通省分	45ヶ所、鳥取県分	110ヶ所、鳥取市分	7ヶ所	計162ヶ所
排水機場	国土交通省分	4ヶ所、鳥取県分	5ヶ所、鳥取市分	13ヶ所	計 22ヶ所

殿 ダ ム 事 業 (河川公園課)

殿ダム建設は、昭和37年に鳥取県が予備調査を開始して、昭和43年から国土交通省の直轄事業として整備が進められ、平成23年度に完了した。

殿ダムは、鳥取市を洪水から守るとともに、工業用水、上水、発電用水を確保するなど水需要の増大および渇水等に対処し、鳥取県東部地域の発展と産業育成に極めて重要なものである。

また、殿ダム周辺整備事業は、殿ダム水源地域整備計画に基づき、平成11年から生活環境、産業基盤等の整備を行い、平成25年度に完了した。このうち、殿ダム周辺広場は、鳥取市が事業主体としてダム建設事業で創出された土地を活用し、水源地域の振興や交流の促進につなげることを目的に整備を行い、平成25年度に完成し、平成26年度より指定管理者による管理運営が行われている。「殿ダム水源地域ビジョン」に基づき、ダムや周辺地域の自然、文化等を活用して水源地域の活性化の推進を図る。

事 業 概 要

建 設 地	千代川水系袋川（鳥取県鳥取市国府町殿地先）
目 的	洪水調節：ダム地点計画高水流量 400m ³ /sのうち 250m ³ /sを調節
	流水の正常な機能の維持：既得用水、生態系の保全等河川環境の保全に必要な流量の確保
	水道用水の供給：鳥取市に対して1日最大 20,000m ³ の水道用水を確保
	工業用水の供給：鳥取県に対して1日最大 30,000m ³ の工業用水を確保
	発電：鳥取県企業局において最大 1,100kwの発電を行う
諸 元	ロックフィルダム（堤高 約75m、堤頂長 約294m、堤体積 約206万m ³ ）
	流域面積 38.1km ² 、湛水面積 0.64km ² 、総貯水量 1,240万m ³
総事業費	888.4億円
完成年度	平成23年度

経 過

昭和37年 1 月	鳥取県で予備調査開始
昭和43年 4 月 1 日	鳥取県から引継ぎ、直轄で予備調査開始
昭和60年 4 月 1 日	実施計画調査着手
平成 3 年 4 月12日	建設事業着手
平成 5 年12月27日	水源地域対策特別措置法のダム指定
平成 6 年 1 月14日	殿ダム建設に関する基本計画公示
平成 9 年12月16日	損失補償基準協定調印
平成11年 3 月24日	水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画決定
平成12年 5 月20日	付替道路着工式
平成16年 6 月13日	殿ダム仮排水路工事着工
平成17年 6 月10日	殿ダム建設に関する基本計画変更公示
平成18年 3 月18日	殿ダム仮排水路完成
平成19年 6 月27日	殿ダム本体起工式・工事着工
平成21年10月 9 日	付替県道全線供用開始
平成23年 3 月 3 日	試験湛水開始
平成23年 4 月25日	試験湛水完了
平成23年 6 月30日	袋川発電所による発電開始
平成23年11月27日	殿ダム完成式
平成24年 4 月 1 日	殿ダム運用開始
平成24年度～平成25年度	殿ダム周辺広場整備工事
平成26年 4 月 1 日	殿ダム周辺広場竣工、指定管理開始

道 路 の 現 況（道路課）

市道の現況

（令和 8 年 4 月 1 日）

路 線 数	実 延 長	改 良 率	舗 装 率	橋 梁 数	トンネル数
5, 147	1, 753, 051m	67. 0%	89. 0%	1, 349	7

除 雪（道路課）

目 的

道路は、市民の日常生活や産業経済活動を維持するためにもっとも重要な施設である。

冬期間の積雪時における道路交通の確保について、国・県及び関係機関と連携を図りながら、市管理道路の除排雪及び路面凍結対策等を適切に実施することにより、市民生活の安全・安心と経済活動の確保を図ることを目的とする。

除雪対象とする路線の基準

(1) 車道除雪路線

車道除雪の対象とする区間は、以下のとおりとする。

ア 市道除雪路線

- ①通勤、物資輸送路線
- ②学校、市公共施設に通じる路線及び集落と主要路線
- ③その他緊急に必要とする路線

イ 一般国道及び県道の市受託路線

(2) 歩道除雪路線

歩道除雪の対象とする路線は、以下のとおりとする。

ア 駅やバス停などから、近隣の公共施設（医療施設含む）までのうち、歩行者の多い除雪指定路線

イ 特に必要と認める路線

ウ 一般国道及び県道の市受託路線

除雪路線及び路線延長（令和7年度）

(1) 除雪路線

除雪路線（車道除雪）は下表のとおり。

路 線	R 7
市 道	1,431路線
一 般 国 道	1路線
主要地方道及び一般県道	20路線
合 計	1,452路線

(2) 市道除雪延長

ア 車道除雪

664.98km

67.30km（市受託除雪）

732.28km

イ 歩道除雪

51.38km

16.62km（市受託除雪）

68.00km

除雪作業出動基準

指定路線区分	出動基準及び完了時間	備 考
重点除雪路線Ⅰ ①国道、県道で市が除雪を担う道路 ①主要な幹線ならびに重要な防災拠点への交通を処理する道路 ②補完的な幹線ならびに主要な施設への交通を処理する道路、孤立集落へアクセスする道路	出動基準 車道上の積雪深が5～10cm程度と見込まれる場合。特に豪雪時が見込まれる場合及び重点除雪路線においては、早期出動を行う。	豪雪時の優先除雪 重点除雪路線Ⅰ、重点除雪路線Ⅱ、その他路線の順番で除雪を行う。
重点除雪路線Ⅱ ③各地区の出入りの交通を集約して処理する道路、幼小中高特別支援学校にアクセスする道路	完了時間 原則として通勤・通学時間前に除雪を完了させる。	
その他路線 重点除雪路線Ⅰ、重点除雪路線Ⅱ以外の路線		
歩道 通勤通学路等歩行者が多い路線	出動基準 歩道上の積雪深が20cm程度。ただし、豪雪時には気象予報に応じて早期出動を行う。 完了時間 原則として通勤・通学時間前に除雪を完了させる。	・車道除雪と歩道除雪を並行して実施するよう努める。 ・車道除雪で、横断歩道及びバス停付近の寄せられた雪堤は、人が通れる必要幅分を速やかに除去する。 ・通学路を優先し除雪する。
排雪除雪	出動基準 道路両端に雪堤又は吹き溜まりができ、車線の確保が困難となった場合、又はその恐れがある場合。 人家連坦地域において路肩への堆雪が困難となった場合。 雪堤が高くなり除雪トラックを用いた除雪が困難となった場合。 主要交差点において、交通可能な幅員の確保が困難となった場合。	
凍結防止剤散布 急な坂道、急カーブ、トンネル出入口、橋りょう部、交差点付近	出動基準 降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になり、路面が凍結し交通障害の発生が予想される場合。 完了時間 原則として通勤・通学時間前に散布を完了させる。	・その他、市民用として市内の要所に凍結防止剤を配置し、車道及び歩道の安全確保に努める。

建 築 確 認（建築指導課）

建築基準法に基づく建築確認申請業務を行うとともに、違反建築物の防止及び取締りなど建築指導業務を行っている。また、耐震診断、耐震改修、アスベスト含有調査・除去、福祉のまちづくり、がけ地（レッド区域）移転に対する助成事業も行っており、今後も、建築指導行政の充実を図ることにより、建築物の安全性を確保し、安全安心なまちづくりを促進する。令和元年度～令和7年度の建築確認申請件数（民間指定確認検査機関取扱い物件を含む）等の推移は次のとおりである。

年 度 区 分	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
法第6条第1項 第1号～2号							(33) 件 455
法第6条第1項 第3号							(5) 320
(旧) 法第6条第1項 第1号～3号	(10) 件 167	(10) 件 109	(10) 件 115	(11) 件 118	(12) 件 67	(2) 件 57	
(旧) 法第6条第1項 第4号	(8) 743	(7) 755	(16) 782	(11) 764	(9) 657	(6) 674	
法第87条の2 建 築 設 備	(5) 14	(3) 14	(5) 15	(4) 8	(4) 9	(4) 5	(3) 10
法 第 88 条 工 作 物	(3) 32	(3) 17	(0) 16	(0) 23	(0) 32	(1) 7	(1) 12
合 計	(26) 956	(23) 895	(31) 928	(26) 913	(25) 765	(13) 743	(42) 797

※（ ）内は計画通知分（国・県・公社・鳥取市の建築物等）で外数字

《区分について》

法第6条第1項第1号 特定の特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの

ㄥ 第2号 2以上の階数を有し、または延べ面積が200㎡を超える建築物

ㄥ 第3号 上記以外の都市計画区域等の区域内の建築物

※（旧）は、令和7年4月1日改正前の区分による

(旧) 法第6条第1項第1号 特定の特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100（R 1. 6. 25より200）㎡を超えるもの

ㄥ 第2号 木造の建築物で三以上の階数を有し、または延べ面積が500㎡、高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの

ㄥ 第3号 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、または延べ面積が200㎡を超えるもの

ㄥ 第4号 上記以外の都市計画区域等の区域内の建築物

(確認申請手数料等)

年 度 区 分	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
検 査 済 証 交 付 件 数	(29) 件 792	(18) 件 766	(19) 件 778	(30) 件 810	(14) 件 701
確認申請・検査手数料	5, 815, 000円	5, 659, 000円	5, 864, 000円	6, 065, 600円	4, 519, 000円
年 度 区 分	令和 6	令和 7			
検 査 済 証 交 付 件 数	(16) 件 638	(9) 件 760			
確認申請・検査手数料	3, 914, 000円	7, 772, 000円			

※ () 内は計画通知分(国・県・公社・鳥取市の建築物等)で外数字

(民間指定確認検査機関取扱い物件を含む。ただし手数料は除く)

(建設リサイクル法に基づく届出件数)

年 度 区 分	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
解 体 工 事 件 数	(8) 件 386	(8) 件 340	(6) 件 417	(9) 件 438	(8) 件 387	(6) 件 408	(7) 件 404
新築・増築工事件数	(6) 14	(1) 15	(8) 20	(3) 10	(3) 13	(0) 10	(6) 12
改修工事等の件数	(6) 8	(5) 3	(3) 3	(2) 3	(4) 5	(10) 7	(6) 3

※ () 内は計画通知分(国・県・公社・鳥取市の建築物等)で外数字

解体工事・・・床面積の合計80㎡以上の建築物

新築・増築工事・・・床面積の合計500㎡以上の建築物

改修工事等・・・請負代金1億円以上の建築物

(許可申請等)

年 度 区 分	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
許 可 申 請 受 付 件 数	7件	14件	12件	11件	6件	1件	2件
道 路 位 置 指 定 件 数	1	3	2	2	1	7	2

宅地開発指導（建築指導課）

目 的

鳥取市の良好な都市の形成と無秩序な開発を防止し、適正な土地利用を図るとともに、宅地開発に一定の基準を設けることにより公共施設、公益施設等を整備し、もって市民福祉の増進に寄与し機能的な都市生活の実現を図る。

開発許可（都計法第29条）

建築物の建築を目的とする、一定規模以上の「土地の区画形質の変更」を行うときに許可が必要となる。

建築制限（都計法第43条）

市街化調整区域内のうち開発許可を受けた土地以外の区域において、新築・改築・用途変更するときは許可が必要となる。

鳥取市宅地開発指導要綱及び都市計画法に基づく許可対象範囲

都市計画区域 の名称	区 域	線引き・非線引きの区分		開発許可 (都計法第29条)	建築制限 (都計法第43条)
鳥 取	旧鳥取市の一部・ 旧国府町の一部	線引き	市街化区域	1,000㎡以上必要	
			市街化調整区域	必要	必要
八頭中央	旧河原町の一部	非線引き		3,000㎡以上必要	
鹿 野	旧鹿野町の一部				
気 高	旧気高町の一部				
青 谷	旧青谷町の一部				
福 部	旧福部町の一部				
都市計画区域外	上記以外の新鳥取市 行政区域			10,000㎡以上必要	

空家対策（建築指導課）

老朽危険空家対策事業

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家等に対して助言・指導等周囲の生活環境の保全を図るために必要な措置を行う。また、特定空家等の除却費用を助成することで、老朽危険空家の減少を促進する。

鳥取市空き家情報バンク設置事業

空き家の有効活用や流通促進、危険空家の防止を図るため、平成27年1月に鳥取市空き家情報バンクを設置し、（公社）鳥取県宅地建物取引業協会と連携して運営を行っている。また、住まいの総合相談窓口「住もう鳥取ネット」を（公社）鳥取県宅地建物取引業協会内に設置し、専任相談員（1名配置）が各種相談に対応するとともに、建築関係、金融関係機関等とのネットワークを構築し、住まいに関する情報発信を行っている。

住 宅（建築住宅課）

1. 住宅政策の現況

① 鳥取市の住宅事情

鳥取市の住宅総数は91,180戸で総世帯数は79,060戸となっている。

住宅の所有について関連別にみると、持ち家（63.33%）、民間借家（27.24%）、公営・公社等借家（4.26%）となっており、前回より公営・公社等借家が増加している。また、1住宅当たりの延べ面積は108.54㎡（全国平均91.66㎡）、居住室数は4.99（全国平均4.28）であり、全国的に見て比較的恵まれている。

そうした中、人口減少、少子・高齢化が進行しており、定住の促進、子育て支援、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定などが住宅施策の課題となっている。（出典「令和5年住宅・土地統計調査」）

② 鳥取市の公的賃貸住宅の状況

令和8年4月1日現在の市営住宅は43団地2,135戸設置しており、市民の居住の安定と地域課題に対応した住宅として活用されている。これらの市営住宅は、令和7年度末で耐用年限を経過した住宅が187戸、耐用年限の1/2を経過した住宅が1,257戸である。そのうち、198戸がストック改善済みであり、ストック改善等の時期を迎えている住宅が1059戸と全市営住宅の5割（49.6%）を占めている。また、令和17年度までの10年間のうちに新たに耐用年限の1/2を経過する市営住宅は444戸あり、現在耐用年限の1/2を経過したものと合わせて、全市営住宅の約8割（79.7%）となる見込みである。

2. 課題に対する施策

① 公営住宅ストックの老朽化と改善

本市では多くの公営住宅が老朽化しており、面積や設備の点で居住水準が低い住宅もあることから、平成23年度に策定した「鳥取市営住宅長寿命化計画」に基づきストック総合改善事業を実施し、居住面積や設備はもちろんのこと、住宅のバリアフリー化による高齢者・障がい者など多様な居住ニーズに対応し、整備を推進している。本計画は、人口減少推移の変化に対応するため、平成27年度と令和3年度に見直しを行った。

② 公営住宅維持管理

これまで直営で行っていた公営住宅維持管理事業は、平成23年度より、一部の公営住宅で民間ノウハウを取り入れた「施設管理委託業務」を実施し、効率的かつ適切に維持管理を行っている。また、課題となっていた水道管理人の各団地における上下水道料金の検針、集金といった大きな負担を軽減するため、上下水道料金徴収業務を民間業者に委託し、入居者が抱えている課題に対応した。

③ 住宅の供給による人口定住の促進

農村山間集落地域においては、人口の減少が顕著であり、その対策の一つとして安定した住宅供給が必要であるが、合併した新市域においては、民間賃貸住宅の供給が乏しく、公的賃貸住宅が果たす役割は旧市の都市部に比べ高い。公的賃貸住宅については、老朽化している市営住宅修繕ほか、ストック改善等整備を行い、市営住宅供給の確保を図っている。かたや、中心市街地の空洞が課題となっており、中心市街地活性化のための都心居住を推進する方策が必要である。また、本市に定住を希望するUJIターン者が住宅を求めやすくするため、「定期借地権付土地活用制度」を創設するなど、定住の促進を図っている。

3. 市営住宅一覧

(R 8. 4. 1 現在)

団 地	戸数	建設 年度	棟番号	住 所	構造	公 営			改良	特賃	その他
						一般	身障	高齢			
賀 露	255	H11 (H10 償)	1 棟	鳥取市賀露町南二丁目2番1	耐火2F	4					
		H9 (H8 償)	2 棟	鳥取市賀露町南二丁目2番2	中耐3F	11					
			3 棟	鳥取市賀露町南二丁目2番3	中耐3F	13					
		H11 (H10 償)	4 棟	鳥取市賀露町南二丁目2番4	中耐4F	13		4			
			5 棟	鳥取市賀露町南二丁目2番5	中耐4F	9		4			
		H 12	6 棟	鳥取市賀露町南二丁目2番6	中耐3F	18					
		H13 (H12 償)	7 棟	鳥取市賀露町南二丁目2番7	耐火2F	12					
		H13	8 棟	鳥取市賀露町南二丁目2番8	中耐3F	18					
		H15 (H14 償)	9 棟 (EV あり)	鳥取市賀露町南二丁目2番9	中耐4F	27	2				
			10 棟 (EV あり)	鳥取市賀露町南二丁目2番10	中耐4F	28					
		H19 (H18 償)	11 棟 (EV あり)	鳥取市賀露町南二丁目2番11	中耐4F	17					
		S 44 (H 21 改善)	R 1	鳥取市賀露町南二丁目1番1	中耐4F	15					
		S 45 (H 22 改善)	R 2	鳥取市賀露町南二丁目1番2	中耐4F	16					
		S 47 (H 23 改善)	R 3	鳥取市賀露町南二丁目1番3	中耐4F	16					
湖 山	163	S 47 (H 24 改善)	R 5	鳥取市賀露町南二丁目1番5	中耐4F	16					
		S 47 (H 25 改善)	R 6	鳥取市賀露町南二丁目1番6	中耐4F	10	2				
		H 9 (H 8 償)	1棟	鳥取市湖山町北三丁目201	中耐3F	21				3	
		H 10 (H 9 償)	2棟		中耐4F	18		6			
		H12 (H11 越)	3棟		中耐4F	12		12			
		H 14	4棟		中耐4F	32					
		H18 (H17 償)	5棟 (EVあ り)		中耐3F				21		
		H 15	6棟 (EVあ り)		中耐3F				24		
		H 22	7棟		耐火2F				14		
徳 吉	448	S 48	R 1	鳥取市徳尾89番地	中耐4F	16					
			R 2		中耐4F	16					

団地	戸数	建設年度	棟番号	住所	構造	公 営			改良	特賃	その他
						一般	身障	高齢			
吉 成	34	S 47 (H 30 改善)	A棟	鳥取市吉成492番地	中耐4F				20		
		S 47 (H 29 改善)	B棟		中耐4F				14		
駅 南	35	S 45 (H 26 改善)	1 棟	鳥取市興南町22番地	中耐4F	14					
		S 45 (H 28 改善)	2 棟		中耐4F	21					
旭 町	280	H 1～8	1～12棟	鳥取市立川町六丁目234番地	中耐3～5F	266	6			8	
大 森	110	H 9	R C 1	鳥取市相生町三丁目103番地	中耐5F	16	1	3			
		H 8	R C 2		中耐5F	25				5	
		S 58 (R 3 改善)	R G 1	鳥取市相生町三丁目103番地1	中耐3F (2F)	11					
		S 59 (R 6 改善)	R G 2		中耐4F (3F)	11					
		S 60	R G 3	鳥取市相生町三丁目205番地	中耐4F	24					
		S 59	R G 4		中耐4F (3F)	14					
湯 所	39	H 12	1棟	鳥取市湯所町二丁目182番地	中耐3F	13			5		
		H 13	2棟	鳥取市湯所町一丁目410番地	中耐3F	15			6		
玄 好	18	S 61		鳥取市玄好町228番地	中耐3F	18					
材 木	40	H 11	1 棟	鳥取市材木町109番地	中耐3F	14			6		
		H 12	2 棟	鳥取市材木町182番地	中耐3F	14	2	4			
田 島	80	S 55～58	R 1～4棟	鳥取市田園町一丁目282番地	中耐5F	78	2				
円 通 寺	4	H 12	(改)	鳥取市西円通寺1番地	木二				4		
円通寺 B	8	H 8	(改)	鳥取市西円通寺97番地2	木二				4		
		H 11	(公)	鳥取市西円通寺95番地2	木二	4					
円通寺 C	9	H 12	(公)	鳥取市円通寺1229番地	中耐3F	9					
国 安	14	H 4	1～12 (公)	鳥取市国安113番地6	木二	10					
		S 57	13、14 (改)	鳥取市国安82番地1	簡二				2		
		S 58	15、16 (改)	鳥取市国安180番地1	簡二				2		
馬 場	12	H 6	(改)	鳥取市馬場174番地1	中耐3F				12		
下 味 野											

団 地	戸数	建設 年度	棟番号	住 所	構造	公 営			改良	特賃	その他
						一般	身障	高齢			
浪 花	61	S 59	59-5 ～ 7、 10～12	鳥取市福部町海士293番地	木平	6					
			59-8	鳥取市福部町海士290番地9	木平	1					
			59-9	鳥取市福部町海士290番地7	木平	1					
		S 60	60-1	鳥取市福部町海士335番地11	木二	1					
			60-2	鳥取市福部町海士335番地10	木二	1					
			60-3 ～ 8、 12、13、 17、18、20	鳥取市福部町海士335番地3	木二	11					
			60-9	鳥取市福部町海士335番地39	木二	1					
			60-10	鳥取市福部町海士335番地40	木二	1					
			60-11	鳥取市福部町海士335番地41	木二	1					
			60-14	鳥取市福部町海士335番地44	木二	1					
			60-15	鳥取市福部町海士335番地34	木二	1					
			60-16	鳥取市福部町海士335番地28	木二	1					
			60-19	鳥取市福部町海士335番地31	木二	1					
		S 61	61- 1、2、 4 ～ 6、8、 11、12	鳥取市福部町海士336番地	木二	8					
			61-3	鳥取市福部町海士335番地12	木二	1					
			61-7	鳥取市福部町海士335番地16	木二	1					
			61-9	鳥取市福部町海士335番地23	木二	1					
			61-10	鳥取市福部町海士335番地18	木二	1					
		S 62	62	鳥取市福部町海士337番地	木二	6					
長 瀬	34	R 04	1、2	鳥取市河原町長瀬93- 3	木二	10					
			3、4	鳥取市河原町長瀬92- 3	木二	12					
			5	鳥取市河原町長瀬93- 1	木二	3	1				
			6～9	鳥取市河原町長瀬92- 1	木二	8					
中 井 二	4	S 52	1、2	鳥取市河原町中井26番地2	簡二				2		
			3、4	鳥取市河原町中井27番地3	簡二				2		
下 曳 田	6	S 53		鳥取市河原町曳田408番地2	簡二				6		
下 佐 貫	11</										

団 地	戸数	建設 年度	棟番号	住 所	構 造	公 営			改良	特 賃	その他
						一般	身障	高齢			
湯 花	26	H 9	9-1	鳥取市鹿野町今市1766番地53	木二	2					
			9-2		木平	2					
			9-3		木二					2	
		H 10	10-1、10-5	鳥取市鹿野町今市1766番地52	木二					4	
			10-2		木平	2					
			10-3、4		木二	4					
			10-6	鳥取市鹿野町今市1766番地50	木二	2					
		H 11	11-1	鳥取市鹿野町今市1766番地51	木二					2	
			11-2		木平	2					
			11-3、4		木二	4					
青 谷 あ さ ひ	44	H 19	1棟 (EVあり)	鳥取市青谷町青谷4092番地7	中耐4F	24					
		H 21	2棟 (EVあり)		中耐4F	20					
青 谷 西 町 第 二	8	H 11	1～8	鳥取市青谷町青谷4208番地1	木二					8	
青 谷 城 山	95	S 51～S 57	1～84	鳥取市青谷町亀尻324番地の1	簡二	84					
		S 62～H 3	101～105、 201～206		簡平・二						勤11
グ リ ー ン ハ イ ツ あ お や	24	H 14	201～407 (EVあり)	鳥取市青谷町青谷4037番地4	中耐4F						若21
			1～3								店舗 3
小 計	525		(23団地)			443	2	0	29	16	35
総 合 計	2,135		(43団地)			1,841	17	50	160	32	35

(受託県営住宅)

団 地	戸数	建設年度	棟番号	住 所	構 造
高 草	87	H 4	第1	鳥取市古海681-15	中三
		H 5～7	第2～4	鳥取市古海1039	中三
		H 11	第5	鳥取市古海715-10	中三
西 品 治	18	H 6	第1	鳥取市田島569-4	中三
	36	H 7、8	第2～3	鳥取市安長844	中三
美 穂 第 一	12	H 11、12		鳥取市源太18-2	木二
倉 田	12	S 62		鳥取市数津21-1	中三

